

3 遺言書・遺産分割協議書によらない手続き

●遺言書・遺産分割協議書によらず、相続人様全員の合意に基づき相続手続をされる場合、下記の書類等が必要です。

●戸籍謄本、印鑑証明書等は原本の提示が必要です

なお、必要書類は、コピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。

●「相続手続依頼書」には相続人様全員の署名・捺印が必要です。

No.	必要書類等
1	被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本（※1） ●相続人様特定までの連続した戸籍謄本をご準備ください。
2	相続人の現在の戸籍謄本（または抄本）（※1） ●被相続人様との関係が分かる戸籍謄本（抄本）をご準備ください。 ※以下の場合は省略することができます。 <ul style="list-style-type: none">・相続人が被相続人と同一戸籍にいる場合・被相続人の戸籍から結婚等で除籍されているが、現在の姓名が被相続人の戸籍謄本で確認できる場合（印鑑証明書と同一）
3	相続人全員の印鑑証明書 ●発行より6ヶ月以内のもの ●相続人様が未成年者等の場合は、代理人様等の印鑑証明書が必要です。（※2）



原則、上記の書類を提出いただき、当金庫で内容を確認したのちに「相続手続依頼書等」をご記入いただきます。その後、お支払いの手続きを行います。

4	相続手続依頼書（当金庫所定の相続預金等お支払いの依頼書） ●相続人様全員のご署名・実印でのご捺印をしていただきます。（※2）
5	被相続人の通帳・証書等（※3） ●喪失されている場合は、「相続手続依頼書」でご申告ください。

※1. 法務局発行の「法定相続情報一覧図」をご提出いただく場合は、戸籍謄本等は不要です。記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本等が必要です。

※2. 相続人様が以下に該当される場合は、追加で必要となる書類がございます。
こちらをご確認ください。

（未成年・成年後見人制度を利用・海外居住者・相続放棄される方）

※3. 被相続人様のお取引内容によっては別途書類が必要となる場合があります。